

兵庫県公報

平成30年12月4日 火曜日 第3060号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 平成20年兵庫県告示第693号（建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）の一部改正（建築指導課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 同 上（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
企業庁公告	
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	12
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（東播磨利水事務所）	18
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（姫路利水事務所）	25
○ 同 上（同）	28
病院局公告	
○ 入札公告	31
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	34
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	34

告 示

兵庫県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年12月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年12月4日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西脇口吉川神戸線	加東市社町上三草字慈丘118番27から 同 市社町上三草字松村164番まで	旧	11.0から 30.0まで	245.0	
		新	11.0から 30.0まで	245.0	



兵庫県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年12月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月 4日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	三田市下田中宇清楽寺42番 3 から 同 市下田中宇清楽寺41番 1 まで	旧	11.0から 15.0まで	126.0	
		新	12.0から 15.0まで	126.0	
国道 1 7 6 号	三田市下田中宇清楽寺762番11から 同 市寺村町4425番 1 まで	旧	12.0から 15.0まで	307.0	
		新	12.0から 16.0まで	307.0	



兵庫県告示第1027号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社プレジャーズコーポレーション
代表者の氏名 城 野 弓 子
住所 大阪市北区大淀中 2—11—8
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 中山手通HOTEL project

所在地 神戸市中央区中山手通3丁目4-1、4-2、4-3、4-23

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成30年12月4日から同月17日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成30年12月4日から同月17日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第1028号

平成20年兵庫県告示第693号(建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1の項中「卒業」の右に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)」を加え、同項の表(い)の欄中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同表(注)中「(昭和31年文部省令第28号)」の右に「又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)」を、「(昭和50年文部省令第21号)」の右に「又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)」を加える。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
郷瀬(3)I-2 (114010083)	西脇市郷瀬町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成30年12月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 岩戸(3)Ⅱ(2)<br>(135000132) | 神崎郡市川町上牛尾（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

郷瀬(3)Ⅰ(114010020)の項中別図20を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1
- (3) 提出期限
平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1064号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
寺家(2)Ⅱ（135000003）の項中別図3、塩谷(2)Ⅱ（135000007）の項中別図7、塩谷(3)Ⅱ（135000008）の項中別図8、半瀬(1)Ⅱ（135000012）の項中別図12、岩戸(6)Ⅱ（135000028）の項中別図28、西ノ谷Ⅰ（235000004）の項中別図52、塩谷西川Ⅰ（235000007）の項中別図55、寺谷川Ⅱ（235000008）の項中別図56、寺谷Ⅰ（235000017）の項中別図65を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間
平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994—4
 - (3) 提出期限
平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽安Ⅰ (114010001)	西脇市羽安町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
谷口Ⅱ (114010002)	西脇市羽安町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
原坂Ⅱ (114010003)	西脇市羽安町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野中Ⅱ (114010004)	西脇市野中町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富吉上Ⅱ (114010006)	西脇市富吉上町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
富吉南(1)Ⅰ (114010007)	西脇市富吉南町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
富吉南(2)Ⅰ (114010008)	西脇市富吉南町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
富吉南Ⅲ (114010009)	西脇市富吉南町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
郷瀬BⅡ (114010010)	西脇市日野町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
市原(1)Ⅰ (114010011)	西脇市市原町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
市原(2)Ⅰ (114010012)	西脇市市原町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
市原(3)Ⅰ (114010013)	西脇市市原町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西田Ⅰ (114010015)	西脇市西田町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西田Ⅱ (114010016)	西脇市西田町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小坂(1)Ⅰ (114010018)	西脇市小坂町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
小坂Ⅱ (114010019)	西脇市小坂町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
郷瀬(3)Ⅰ (114010020)	西脇市郷瀬町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
郷瀬(1)Ⅰ (114010021)	西脇市郷瀬町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

郷瀬(2) I (114010022)	西脇市郷瀬町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
郷瀬A II (114010023)	西脇市郷瀬町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
郷瀬(1) III (114010024)	西脇市郷瀬町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
野村(1) I (114010074)	西脇市野村町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
野村(2) I (114010075)	西脇市野村町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
野村(3) I (114010076)	西脇市野村町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
緑風台 I (114010077)	西脇市野村町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
野村(4) I (114010078)	西脇市野村町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
野村 II (114010079)	西脇市野村町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
南谷川右支溪第二 I (214010006)	西脇市市原町(別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
杉原川右支溪第二 I (214010008)	西脇市西田町(別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
小坂川 1 I (214010010)	西脇市小坂町(別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
杉原川右支溪第一 I (214010011)	西脇市小坂町(別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
野間川左支溪第一 I (214010072)	西脇市野村町(別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
塚口川 I (214010074)	西脇市野村町(別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
和布川 2 I (214010075)	西脇市野村町(別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり

(別図 1 から別図34までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1

(3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺家(1)Ⅱ (135000001)	神崎郡市川町上牛尾（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
寺家Ⅰ (135000002)	神崎郡市川町上牛尾（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
寺家(2)Ⅱ (135000003)	神崎郡市川町上牛尾（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
寺家(4)Ⅱ (135000004)	神崎郡市川町上牛尾（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
塩谷(5)Ⅱ (135000005)	神崎郡市川町上牛尾（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
塩谷(6)Ⅱ (135000006)	神崎郡市川町上牛尾（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
塩谷(2)Ⅱ (135000007)	神崎郡市川町上牛尾（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
塩谷(3)Ⅱ (135000008)	神崎郡市川町上牛尾（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
塩谷(4)Ⅱ (135000009)	神崎郡市川町上牛尾（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
塩谷(1)Ⅱ (135000010)	神崎郡市川町上牛尾（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上牛尾Ⅰ (135000011)	神崎郡市川町上牛尾（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
半瀬(1)Ⅱ (135000012)	神崎郡市川町上牛尾（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

半瀬Ⅰ (135000013)	神崎郡市川町上牛尾(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
半瀬(1)Ⅲ (135000014)	神崎郡市川町上牛尾(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
半瀬(3)Ⅱ (135000015)	神崎郡市川町上牛尾(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
半瀬(2)Ⅱ (135000016)	神崎郡市川町上牛尾(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
半瀬(4)Ⅱ (135000017)	神崎郡市川町上牛尾(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
岩戸(2)Ⅲ (135000018)	神崎郡市川町上牛尾(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
岩戸(2)Ⅰ (135000019)	神崎郡市川町上牛尾(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
岩戸(1)Ⅱ (135000020)	神崎郡市川町上牛尾(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
岩戸(2)Ⅱ (135000021)	神崎郡市川町上牛尾(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
岩戸(4)Ⅰ (135000022)	神崎郡市川町上牛尾(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
岩戸(3)Ⅱ (135000023)	神崎郡市川町上牛尾(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
岩戸(4)Ⅱ (135000024)	神崎郡市川町上牛尾(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
岩戸(1)Ⅰ (135000025)	神崎郡市川町上牛尾(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
岩戸(5)Ⅱ (135000026)	神崎郡市川町上牛尾(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
岩戸(3)Ⅰ (135000027)	神崎郡市川町上牛尾(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
岩戸(6)Ⅱ (135000028)	神崎郡市川町上牛尾(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
岩戸(7)Ⅱ (135000029)	神崎郡市川町上牛尾(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上牛尾(1)Ⅲ (135000030)	神崎郡市川町上牛尾(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
塩谷Ⅲ (135000044)	神崎郡市川町上牛尾(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
岩戸(8)Ⅱ (135000045)	神崎郡市川町上牛尾(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

塩谷Ⅲ (135000082)	神崎郡市川町上牛尾(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
半瀬Ⅲ (135000083)	神崎郡市川町上牛尾(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
岩戸(3)Ⅱ(2) (135000132)	神崎郡市川町上牛尾(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西ノ谷Ⅰ (235000004)	神崎郡市川町上牛尾(別図36 のとおり)	土石流	別図36のとおり
塩谷西川Ⅰ (235000007)	神崎郡市川町上牛尾(別図37 のとおり)	土石流	別図37のとおり
寺谷川Ⅱ (235000008)	神崎郡市川町上牛尾(別図38 のとおり)	土石流	別図38のとおり
白山Ⅰ (235000010)	神崎郡市川町上牛尾(別図39 のとおり)	土石流	別図39のとおり
イガン谷川Ⅰ (235000012)	神崎郡市川町上牛尾(別図40 のとおり)	土石流	別図40のとおり
寺谷Ⅰ (235000017)	神崎郡市川町上牛尾(別図41 のとおり)	土石流	別図41のとおり
野々谷Ⅱ (235000019)	神崎郡市川町上牛尾(別図42 のとおり)	土石流	別図42のとおり

(別図1から別図42までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成30年12月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス東加古川店
所在地 加古川市別府町別府字松の上619番2ほか

2 法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
計画店舗付近に通学路があるため、児童・生徒の安全な通学に十分配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年12月4日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ダイレックス加西店
所在地 加西市北条町横尾432-1ほか

2 法第8条第1項の規定により加西市から聴取した意見の概要

- (1) 店舗及び敷地内の照明は、近隣の生活環境に影響を及ぼす懸念があるため、適正な照度とすること。
- (2) 騒音予測において規制基準を超過している地点においては、対策を検討すること。
- (3) 加西市民の美しい環境をまもる条例に基づき、アイドリングストップの促進を行うこと。
- (4) 夜間の駐車場管理を徹底すること。
- (5) 開店当初、前面道路の渋滞等発生時に事故等トラブルがないよう交通誘導員の設置を検討されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年12月4日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町西野添四丁目1番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横山英人

3 許可年月日及び許可番号

平成30年8月20日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-14号(30播磨)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町南野添二丁目87番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都西東京市北原町三丁目2番22号
株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年10月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-18-2号（30播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
篠山市大野字岡浦ノ坪558番から561番まで、562番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
篠山市西阪本461番地
共栄樹脂株式会社 代表取締役 田伏儀浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年11月12日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-5-2号（29篠山）

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月4日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安見文宏

- 1 調達内容
 - (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 15,727,000キロワット時／年
 - (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
 - (4) 履行場所
川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

- (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成30年12月4日（火）から平成31年1月22日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所
〒666-0126 川西市多田院字巖陰6—3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話（072）799—2071
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
平成30年12月4日（火）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話（078）341—7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
日時 平成31年1月23日（水）午前10時から
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法
上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
 - (3) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に係りのない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Fumihiko Yasumi, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 15,727,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020
- (4) Delivery place:
Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 December 19, 2018
- (6) Deadline for tender:
10:00 January 23, 2019 by direct delivery
17:00 January 22, 2019 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月4日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安見文宏

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,292,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成30年12月4日（火）から平成31年1月22日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話（072）799-2071

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成30年12月4日（火）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話（078）341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年1月23日（水）午前11時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Fumihito Yasumi, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 8,292,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Delivery place:

Hokusetsu Waterworks Office (Sanda Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 19, 2018

(6) Deadline for tender:

11:00 January 23, 2019 by direct delivery

17:00 January 22, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月4日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 岩谷晴雄

#### 1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,544,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所  
神戸市西区神出町田井3-1 神出浄水場

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

#### 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間  
平成30年12月4日(火)から平成31年1月22日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所  
〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所  
電話(078)965-2050

#### 4 入札説明書及び誓約書の交付

- (1) 交付期間  
平成30年12月4日(火)から同月19日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井  
電話(078)341-7711 内線5444

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年1月23日（水）午後1時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

## 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Haruo Iwatani, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 5,544,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Delivery place:

Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)



兵庫県企業庁東播磨利水事務所

電話 (078) 965-2050

#### 4 入札説明書及び誓約書の交付

##### (1) 交付期間

平成30年12月4日（火）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井

電話 (078) 341-7711 内線5444

#### 5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

#### 6 入札手續等

##### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年1月23日（水）午後2時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

##### (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

##### (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

##### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

##### (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までには納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成31年4月1日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。



ること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

### 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧期間

平成30年12月4日（火）から平成31年1月22日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5881

### 4 入札説明書及び誓約書の交付

#### (1) 交付期間

平成30年12月4日（火）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井  
電話（078）341-7711 内線5444

### 5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

### 6 入札手續等

#### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年1月23日（水）午後3時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

#### (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

#### (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

#### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ

り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否  
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先  
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Naohiro Nishikawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Supply of electric power, 14,071,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020
- (4) Delivery place:  
Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 December 19, 2018
- (6) Deadline for tender:  
15:00 January 23, 2019 by direct delivery  
17:00 January 22, 2019 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月4日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 西川尚浩

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量 3,208,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所  
姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所  
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
平成30年12月4日（火）から平成31年1月22日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 閲覧場所  
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5881
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間  
平成30年12月4日（火）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井  
電話（078）341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間  
平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所  
日時 平成31年1月23日（水）午後4時から  
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
  - (2) 入札の方法  
上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年1月22日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
  - (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月19日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のし

た入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naohiro Nishikawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,208,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Delivery place:

Himeji Water Utilization Office (Ichikawa River Industrial Waterworks Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 19, 2018

(6) Deadline for tender:

16:00 January 23, 2019 by direct delivery

17:00 January 22, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月4日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
移動型外科用 3D対応型 X線装置 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成31年3月29日（金）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋 1-1-137
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
  - (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課業務班  
電話（078）341-7711 内線3476
  - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成30年12月4日（火）から同月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成30年12月26日（水）午前9時30分 兵庫県庁西館1階小入札室
  - (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年12月25日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月25日

(火) 午後4時までに入札しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成30年12月13日（木）午後4時まで以前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年1月4日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Mobile surgical X-ray device with 3D, 1 set

(3) Delivery period:

March 29, 2019

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Awaji Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 13, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 December 25, 2018 by mail

9:30 December 26, 2018 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第369号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成30年11月12日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成30年12月4日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

委嘱をした者

| 氏名     | 連絡先                   | 活動区域        |
|--------|-----------------------|-------------|
| 澁谷 富喜男 | 神戸西警察署 (078) 992-0110 | 神戸西警察署の管轄区域 |



兵庫県公安委員会告示第370号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を平成30年11月12日付けで解いたので、公示する。

平成30年12月4日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

委嘱を解いた者

| 氏名     | 活動区域        |
|--------|-------------|
| 澁谷 裕美子 | 神戸西警察署の管轄区域 |